

札幌飛行場における除雪態勢に係る確認事項

札幌飛行場における滑走路延長等整備に伴い除雪所要の増大が見込まれる中で、除雪に係る防衛庁の負担は現在のレベルを超えないこととするとの基本的な考え方にに基づき、防衛庁及び国土交通省の間で平成13年度内に以下の点について検討し、成案を得ることを確認する。

1. 「札幌飛行場の管理に関する協定」(39.7.19)における除雪の担任の見直しを実施(例えば、民航エプロン地区の除雪については民航側が行い、他の地域については自衛隊が行うものとするよう、同協定を改正する方向で見直しを実施。その際には、必要に応じ、同協定の維持及び補修に係る部分等所要の見直しを実施。)
2. 国土交通省による除雪所要に応じた除雪器材の導入等。

平成13年7月18日

防衛庁長官官房施設課長



国土交通省航空局飛行場部計画課長

